

# 日本農業新聞

**国が把握している農作業事故は  
氷山の一角に過ぎない**



\*JA共済連は、農水省が集計した2021年の死亡事故件数を基に共済金請求データから推計

厚生労働省は21日、農家を含む個人事業者について、労働安全衛生法の対象にして、傷害事故などが起きた際に労働基準監督署に情報提供を求める方針を示した。個人事業者の事故を網羅的に把握できる仕組みをつくり、発生状況の分析や安全対策に生かす。同省は具体化に向けた報告書を年内にまとめる。

## 厚労省方針

個人も対象へ  
実態把握へ

定める同法は、企業が雇用している労働者を対象としているが、個人事業者にも広げる。同省は「全業種が対象になる」（安全衛生部計画課）としており、建設現場で働く「一人親方」やフードデリバリーサービスの配達員に加え、自営の個人農家も対象になる。

院などて4日以上休業した場合、発注した企業や管理事業者に報告義務を課す。一方、農家を含む個人事業者が自身の業務でけがをして休業した場合、本人が労基署に、情報提供をするとした。

同日に東京都内で開いた有識者検討会に報告書案を示した。

「情報提供」の2通りを示した。企業などが  
ら請け負った業務上の事故で、死亡または入

遭うケースもある。同省は、情報提供の具体的な在り方を含めた制度の詳細について、各

後の制度化で農  
故の実態把握の  
安全対策の検討  
可能性がある。  
(古田島知則)

事故は死亡事故の2.5倍、入院や通院を要する傷害事故は同2.6倍発生しているとのJA共済連の推計もある。今後の制度化で農作業事故の実態把握や分析、安全対策の検討が進む可能性がある。